

年末年始の住民課 業務案内について

■閉庁期間 令和7年12月27日（土）～令和8年1月4日（日）

※出生届、婚姻届、死亡届などの戸籍の届出については、住民課の窓口で日直がお預かりします。

◆証明書の発行などの業務

■窓口業務

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本等の交付、住所の異動、印鑑の登録、パスポートの申請・受け取り、マイナンバーカードの申請・受け取り・更新は、

1月5日（月）以降に手続きしてください。



■コンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスは、12月27日（土）～令和8年1月4日（日）も利用できます。

※ただし、転出予定日が12月27日（土）～令和8年1月4日（日）に転出届を提出した人やその同一世帯の人は、コンビニ交付サービスを利用できない期間があります。

▼コンビニ交付サービスが利用できない期間

世帯全員が転出する場合

住民票の写し	12月27日（土）からは利用不可
印鑑登録証明書	

世帯の一部の人が転出する場合

住民票の写し	転出する人	12月27日（土）からは利用不可
	転出しない人	12月27日（土）～1月14日は利用不可
印鑑登録証明書	転出する人	12月27日（土）からは利用不可
	転出しない人	年末年始も利用可



◆戸籍届などの受け付け

■受付日時・場所

日付：12月27日（土）～1月4日（日）

時間：①午前8時30分～午後5時15分

②午後5時15分～翌日午前8時30分

場所：①高根沢町役場 本庁

②高根沢消防署



↑町 HP（戸籍）

出生届	生まれた日を含めて14日以内に届け出でください。 ただし14日目が12月27日（土）～1月4日（日）にかかったときは、1月5日に届け出ることもできます。
婚姻届	届出のあった日から効力が生じます。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内に届け出でください。

上記の届出に伴う母子手帳・国民健康保険・
マイナンバーカードなどの各種申請は、平日役場が
開庁している際に手続きをお願いいたします。



1月5日（月）は大変込み合いますので、ご注意ください！

問合せ先 高根沢町住民課

TEL: 028-675-8100